

徳島県選挙管理委員会告示第七十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第五項の規定により、令和六年十月二十七日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者が同条第一項のポスター掲示場に同法第百四十二条第一項第四号の三及び第五号のポスターを掲示することができる最初の日を次のとおり定める。

令和六年十月十一日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

令和六年十月十五日